収入が不安定で 生活費に困っている

離職して 収入がないので 家賃が払えない 仕事がなかなか 見つからない、 続かない

働きたいけれど 経験や自信が なくて不安

今後の生活に不安 があるけれど

どこに相談していい

のかわからない

おひとりで悩まずに まずはご相談ください。 どうしたら解決できるか、 -緒に考えていきましょう。

相談窓口



まずはお話をお聞かせください。

ご本人・ご家族などが、来所またはお電話でご相談ください。 訪問による相談も可能です。



ひきこもりなど 家族のことで 困っている

困っていること悩んでいることを整理し、生活の状況を見つめます。

自立に向けた目標や支援内容を相談支援員が一緒に考え、「支援プラン」を作ります。

課題解決に向けて、寄り添い支援します。

「支援プラン」に基づいて様々な機関と連携して、支援を実施します。



お気軽にお電話ください 🕿 06-7507-1487

くらしサポート中央

受付日時 月~金 9:00~17:30(休業日:土・日・祝・年末年始)

生活困窮者自立相談支援事業

就労の悩みを 抱えている方に

自立相談支援事業(就労支援)

<総合就職サポート事業>

就労に関して不安や困難を抱えている方に、カウンセリング、ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の支援、就職活動の支援、求人情報の提供、就職後の支援など、就労につなげるための支援を総合的に行います。

家計の悩みを 抱えている方に

家計改善支援事業

多重債務を抱えている等、家計管理に課題がある方に対して、家計改善プランを作成し、収支 状況の改善に向けた支援を行います。

学習支援事業

<子ども自立アシスト事業>

中学生、高校生世代(高校未進学者及び高校中退者)がいる家庭に専門的な知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。

登校拒否の 家族がいる方へ

就労チャレンジ事業 就労訓練事業

様々な事情により、一般的な仕事をすることが 難しい方やなかなか仕事に結びつかない方に、 専門の支援員による相談や軽作業、就労体験 実習など、ご本人の状況に応じた段階的な支援 を行います。また、すぐに一般の就労が難しい 方には、支援付の就労・作業などの場(認定を受 けた企業や事務所が行う、就労訓練)を提供し ます。

※資産・所得の要件あり

住居確保給付金

離職などにより 住居を失った方へ

離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、求職活動等を行うことなどを条件に、一定の期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。

※資産・所得等の要件あり

この他にも、住居を持たない方、住居の状態が不安定な方に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供する「一時生活支援事業」があります。 これらの事業の活用をはじめ、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援を行います。

お気軽にお電話ください

6 06-7507-1487

月~金 9:00~17:30(休業日:土·日·祝·年末年始)

くらしサポート中央

大阪市中央区久太郎町1-2-27 中央区役所4階 保健福祉課内 45番窓口

